平成２６年（フ）第３０号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草4256番地７
破産者　鬼塚　曠市
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４５号
山口県長門市仙崎1565番地第１
破産者　永井　輝昭
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第３２号
山口県長門市東深川385番地
破産者　酒井　博史
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第８７９号
北海道千歳市高台５丁目６番８号　シーマ高台101号、開始決定時の住所北海道千歳市新富１丁目22番15号　ミキハウスＤ号
破産者　本間　浩二
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９号
山形市下条町５丁目13番４号、開始決定時の住所山形市大字大森990番地21
破産者　片桐　弘一
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９号
川崎市中原区木月４丁目58番15号、開始決定時の住所川崎市中原区木月４丁目58番21号
破産者　大塚　清美
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７７５号
大阪府八尾市南木の本２丁目27番地の10
破産者　辻上　昌美
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０４２号
福岡市東区和白東２丁目10番21号
破産者　前田　政昭
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２２４号
大阪市東住吉区鷹合３丁目13番５号
破産者　國本　泰男
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６３９号
大阪府茨木市春日１丁目11番４号　パステルハイツ205号
破産者　村田　敏宏
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５４３号
大阪市中央区南船場１丁目10番８―1302号
破産者　小山　雄二
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５７２号
大阪市中央区南船場１丁目８番26号ロイヤルメゾン南船場902号、開始決定時大阪市中央区日本橋１丁目24番23号　クレアール402号
破産者　髙松　茂和
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５９８号
堺市美原区多治井308番地21
破産者　清成　英樹
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６３０号
神戸市須磨区権現町３丁目４番13号、開始決定時兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目36番36―301号
破産者　阪本　文男
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１号
大阪府東大阪市柏田東町７番５号ファミリア東大阪211号、申立時の住所大阪市東成区大今里南４丁目17番26―814号
破産者　阪口惠美子
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２４号
大阪市生野区生野西１丁目４番２号、前住所大阪市生野区勝山北３丁目６番20号
破産者　芳見　敏和
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３９号
大阪府寝屋川市豊里町47―27、住民票上の住所大阪市都島区大東町３丁目３番１―709号
破産者　滝　　伊浩
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部